

原 著

スウェーデンの社会的企業と公的支援

Social enterprises and public supports in Sweden

藤岡 純一

要約：社会的企業は、欧米において、また日本においても新しい企業として注目されている。本稿では、社会的企業の定義について概括した上で、スウェーデンの労働統合型社会的企業に焦点をあて、その実態と役割、そして公的支援について明らかにし、福祉社会におけるその位置付けを解明する。日本において、これまでスウェーデンにおける社会的企業についての論考はほとんどない。

スウェーデンの労働統合型社会的企業は、近年急速に増加している。サービス業が多く、企業規模は小さく、設立後の年数も浅い。公的な支援として、国による金融支援もあるが、最も係わりの深いのはコミュニティで、活動補助、インストラクター補助、家賃補助などを行っている。

労働統合型社会的企業の最初の世代は、労働市場政策にある矛盾への対応として生まれたが、現在では、公共部門と共同プロジェクトのパートナー、時には公共政策機関への競争者として、労働市場に従事するようになった。スウェーデン福祉社会は1990年代以降の新しい動きを包摂しつつ発展している。

Key Words：社会的企業、スウェーデン、公的支援、労働市場政策、福祉社会

はじめに

近年、社会的企業が注目されている。欧米だけでなく日本においても、多くの新しい社会的企業が創設され、その事例が紹介されている。ソーシャルビジネス推進研究会は、これらをソーシャルビジネス事業に位置付け、その定義を、様々な社会的課題を市場として捉えて、その解決を目的とする事業と規定している（ソーシャルビジネス推進研究会 2011:4）。

社会的企業としての位置付けは、日本より欧米で先行した。アメリカでは、伝統的なチャリティー的な性格をもつ非営利組織が積極的に市場取引への関与を強め、「商業化」し「企業化」した。一方で、ヨーロッパでは、ソーシャル・エンタープライズは、参加的な枠組みのもとで、雇用や特定のケアサービスを提供するために設立された社会的協同組合や非営利組織を意味する（塚本・山岸 2008, p.26）。

本稿では、スウェーデンの社会的企業を研究の対象とする。スウェーデンは公的な社会サービスの高い水準を誇るが、近年、福祉供給の多元化が進みつつある。一方で、労働統合型の社会的企業が着実に増加し、それに対する

公的な支援が行われつつある。他方で、社会サービスが協同組合だけではなく、社会サービスを目的とした株式会社にも委託されている。本稿は前者に焦点をあて、その実態と役割、そして公的支援について明らかにし、福祉社会におけるその位置付けに迫る試みである。

日本において、スウェーデンの社会的企業についての論稿は多くない。社会的企業としてではなく、NPOや協同組合の紹介が多い。社会的企業はこれまでの協同組合や非営利セクターとどのように区別されるのであろうか？ジャック・ドゥフルニ（Borzaga and Defourny 2001 内山他訳 2004：19）によれば、その違いはイノベーション活動としての企業家活動にある。

1. 社会的企業の定義

（1）日本における定義

谷本寛治によれば、ソーシャル・エンタープライズとは、「非営利形態であれ、営利形態であれ、社会的事業に取り組み、社会的課題の解決に向けて新しい商品、サービスやその提供の仕組みなど、ソーシャル・イノベーションを生み出す事業体」（谷本 2006：p.13）である。そしてソーシャル・エンタープライズの要件として、「社会性」、「事業性」、「革新性」の3つを挙げている。ソーシャル・エンタープライズの形態は、様々であるが、非

営利組織はもちろんのこと、営利組織である株式会社では社会志向型企業と企業の社会的事業（CSR）をも含むとしている。企業の社会的事業（CSR）を含めたのは、「ソーシャル・イノベーション・クラスター」というソーシャル・イノベーションを創発させていく地域でのまともりを考察するのに不可欠であるからだと思われる。

図表1 ソーシャル・エンタープライズの形態

非営利組織 形態	NPO 法人, 社会福祉法人など	
	中間法人, 協同組合 (ヨーロッパでは多様な形態)	
営利組織 形態	株式会社	社会志向型企業
		企業の社会的事業 (CSR)

谷本 (2006:7)

ソーシャルビジネス推進研究会は、ソーシャルビジネスを「様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など）を市場として捉え、その解決を目的とする事業」と定義し、「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件としている（ソーシャルビジネス推進研究会 2011:4）。「社会性」とは、現在、解決が求められている社会的問題に取り組むことを事業活動のミッションとすること、「事業性」とはミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと、「革新性」とは、新しい社会的商品・サービスやそれを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること、また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること、である。そして、主にソーシャルビジネスを行うことを目的としている事業主体をソーシャルビジネス事業者としている。この事業者には、企業の社会的貢献（CSR）は含まれないが、ソーシャルビジネス事業者が企業と連携・協働を進め、ソーシャルビジネス市場の成長を図ることの重要性が指摘されている。

(2) ヨーロッパにおける定義

ヨーロッパにおける社会的企業概念は、1990年代の初頭にイタリアで、「社会的協同組合」として登場した。続いて、ヨーロッパを中心とした研究センターと研究者のネットワークで、社会的企業とサードセクターなどについて研究プロジェクトを進めている EMES (L' Emergence des Entreprises Sociales en Europe, European Research Network) が、国際的非営利組織として結成され、研究プロジェクトが行われた。2001年にその成果が C・ボルザガと J・ドゥフルニによって公表された (Borzaga and Defourny 2001)。さらに、イ

ギリスにおいて、ブレア政府が社会的企業局を立ち上げ、社会的企業についての同様の概念を発展させた。(Defourny and Nyssens 2006 : 4)。

本稿では、スウェーデンの社会的企業を検討する際に重要と思われる EMES の社会的企業の定義を取り上げる。ドゥフルニによると (Defourny J. 2001 : 16-18), EMES の定義は、経済的な基準と社会的な指標とに区別される。まず、経済的かつ起業家的な側面にかかわる以下の4つの基準が挙げられる。

- A) 財・サービスの生産と販売の継続的活動
- B) 高度の自律性
- C) 経済的リスクの高い水準
- D) 有償労働のミニマムレベル

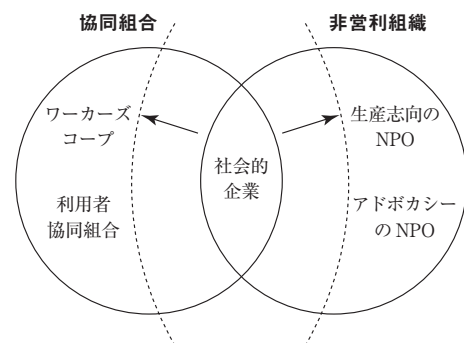
次に、社会的な側面に関わる基準が以下の5つに要約される。

- E) コミュニティに貢献するという明確な目的
- F) 市民グループのイニシャティブ
- G) 資本所有に基づかない決定権
- H) 活動によって影響を受ける様々な関係者の参加
- I) 利益配分の制限

強調されているのは、これらの基準が規範的なものというより、むしろ、研究者が社会的企業の「銀河」内に自分たちを位置づけるための「理想的な型」を表していることである (Defourny and Nyssens 2006 : 7)。

EMES は社会的企業の理論的な課題を図表2に表している。第1の軸は協同組合である。第2の軸は非営利組織である。社会的企業の性格が協同組合と非営利組織という両タイプの組織の特徴を併せ持つようになるにつれて、図の中心部分が大きくなり、それぞれの輪が近づく。さらに点線部分は、社会的企業の一部は新たに創出された組織からなるということを示唆している。

図表2 協同組合と非営利組織の交差空間に存在する社会的企業



Borzaga and Defourny (2001) (内山他訳 2004 : 35)

Defourny と Nyssens は、EMES の社会的企業の定義

について、次のように特徴付けている (Defourny and Nyssens 2006 : 11-12)。第1に、社会的企業のガバナンスにおける多次元方式が強調される。公式のチャンネル (役員会) であれば非公式のチャンネルであれば、組織のガバナンスに様々な利害関係者が参加することである。社会起業家は重要であるが、これらの人々は社会的企業の公的な利益に責任を持つメンバーによって支援されている。

第2に、社会的企業は取引活動を通じて経済的な持続性を達成しなければならないことを、必ずしも意味しない。社会的企業の経済的な資源は、取引活動、公的補助金、そして社会関係資本の動員によって得られたボランティア資源のハイブリッドの性格をもつ。

第3に、財・サービスの生産は、それ自体、社会的なミッションのための支援を構成する。経済的活動の性質は社会的ミッションに結びついていなければならない。アメリカやイギリスでは、しばしば、経済活動は収入資源としてのみ考えられている。

最後に、イノベーションの観点からは、組織と公共政策との相互作用に基づいている。社会的企業は、公的な規制の下で市場と政府の狭間を埋める、単なる「残余」アクターではなく、現実には、制度的な環境に影響を及ぼし、制度と公共政策の形成と発展に貢献する。

(3) スウェーデンにおける定義

スウェーデンの成長分析庁 (Myndigheten för tillväxtpolitiska utvärderingar och analyser) は、2011の報告で、EMESを引用しながら、次のように社会的企業を定義している (Tillväxtanalys 2011 : 18-19)。

1. その目的は、社会生活と労働に困難を伴う人々を統合することによって社会に貢献することである。
2. 市民、アソシエーション、その他 (社会的起業家) がイニシアティブをとること。
3. 協同労働者の参加
4. 資本所有に基づかない企業の決定権
5. 制限された利益配分 (利益は再投資されるか、または理念的団体である所有者に分配される)
6. 政府からの独立性
7. 財・サービスの継続的生産
8. 協同労働者への給与または他の労働対価の支払い
9. 経済的リスクの高さ (プロジェクト段階と継続活動の両面で、しかもさまざまな形で)

スウェーデンでは、労働統合型の社会的企業が増加し、注目されている。それを反映した定義になっている。

2. 労働統合型社会的企業

(1) ヨーロッパにおける現状

社会的企業は大変多くの分野で活動しているが、とりわけ、労働市場、社会サービス、都市再生、環境サービス、そして他の公共財・サービスの供給から排除されている人々の構造的な失業に対して闘う分野で、積極的に活動している。EMESは、ヨーロッパにおける社会的企業の比較を行うために、社会的企業の成長の成果でありヨーロッパで主要な分野になっている「労働統合型社会的企業」(WISEs)を取り上げている¹⁾。この社会的企業の目的は、労働市場からの継続的な排除の危機にある不利な失業者を援助することにある。労働統合型社会的企業は生産的な活動によって、彼らを労働と社会に復帰させる。

ヨーロッパの多くの国で、いくつかのグループ、例えば女性、ヨーロッパ以外から来た労働者、高齢者、そして非熟練労働者の雇用率は大変低い (図表3)。北欧とポルトガルを除いて、中学校以下の教育しか受けていない人は半分しか働いていない。女性の雇用率はイタリアとスペインで大変低い。ヨーロッパ以外の出身の人々の雇用率は北欧を含む全ての国で低い。

図表3 EU諸国における雇用率 (15-65歳, 2002年)

	全体	女性	ヨーロッパ以外の人々	50-64歳	中学校以下の教育 (60歳未満)
ベルギー	59.7	51.3	30.4	41.2	42.4
デンマーク	76.4	72.6	49.7	67.2	61.9
フィンランド	69.1	67.0	54.6	60.8	51.1
フランス	62.9	56.6	43.4	51.6	47.8
ドイツ	65.4	58.9	51	50.4	43.8
アイルランド	65.0	55.3	58.5	55.3	48.1
イタリア	55.4	42.1	n/a	40.4	46.5
ポルトガル	68.6	61.1	76.1	59.7	67.9
スペイン	58.4	43.8	67.2	47.3	53.7
スウェーデン	74.0	72.5	49.6	74.0	59.2
イギリス	71.5	65.1	57.2	62.2	48.6
EU	64.2	55.2	52.6	52.0	50.1

Defourny and Nyssens (2006) : 14

労働統合型社会的企業の数、活動、法的形態、そして公的な支援の形態は国により様々である。しかし、ヨーロッパの全ての国に存在し、積極的労働市場政策の重要な手段になっている。労働統合型社会的企業は大きく4つのグループに分けることができる (Davister et al. 2004 : 4-5, Defourny and Nyssens 2006 : 15-16)。

第1のグループは、継続的な「補助金」により支援されて職業的な統合を行う企業である。このグループは労働統合型社会的企業の最も古い形態である障害者のための統合型企業を含む。スウェーデンにおける保護作業場のサムハル・ネットワークもこれに含まれる。

第2のグループは、労働市場において不利な立場にある人に継続的で安定した雇用を提供する。経済的には中期的に持続可能である。公的な補助金は最初の段階でのみ提供される。イギリスにおけるコミュニティービジネスやソーシャルファームが含まれる。

第3のグループは、生産活動を通じて人々の社会適応を図ることを主な目的にしている。例として、フランスの労働生活適応センターやスウェーデンの社会協同組合が挙げられる。これらの企業は、五体満足であるが重度の社会心理的障害のある労働者、または心身障害者を対象にしている。提供されるのは、実際の労働ではなく保護雇用である。

第4のグループは、就労移行または実習を提供する企業で、労働統合型社会的企業の中で最も大きなグループである。公的な補助金に依存する企業もあれば全く独立した企業もある。フィンランドの労働協同組合、フランスの一時的労働統合企業などがある。

(2) スウェーデンの労働統合型社会的企業 (ASF)

スウェーデンでも1990年代の初めより労働統合型社会的企業が発展してきた (Tillväxtanalys 2011: 19)。最初は、グループの権利と社会的な可能性のために活動する、協同組合や非営利団体から始まった。どちらの場合も、公的セクターが供給しない個人向けの事業を、グループまたはメンバーが労働の必要を満たすための「権利」とみなした。その活動は公的セクターとの密接な協調の下に行われた。イタリアやEUの影響もあった。

障害者・顧客組織はメンバーの労働と職の必要を満たすために、長期にわたり起業家として事業を行ってきた。全国レンカナ・シンスカダデス連盟 (視覚障害者のための団体) はこの例である。

スウェーデン政府は2007年にNUTEK (産業発展庁) に対して、社会的企業が発展するためのプログラムを検討するように命じ、NUTEKはこれを受けて、「より多くの成長する社会的企業のためのプログラム提案」を発表した (NUTEK 2008)。政府はさらに2010年に、労働統合型社会的企業のためのアクションプランを立てた。それらの中で、産業活動を推進する企業として、労働統

合型社会的企業が次のように定義されている。

- ・労働生活と社会の中で、就労し労働を継続することに大きな困難を伴う人々を統合するという包括的な目的を持つ。
- ・所有、協定、または他の記録様式によって共同労働への参加を作り出す。
- ・自身の活動によって得られた利益を主に再投資する。
- ・公的活動から組織的に独立した企業

また、プログラム提案によると、他の企業との違いについて次のように書かれている。

「その源泉は公的な部門でも市場でも満たされない必要である。それは何よりも労働の必要に関わっているが、同時に、リハビリテーションの新しい方法、起業への新たな道筋、そして新たな産業活動などの新しいサービスを発展させることに関わっている。」 (NUTEK 2008: 18)

2011年の終わりに、経済成長局 (Tillväxtverket) は、労働統合型社会的企業のための政府アクションプランに書かれた定義に合致すると思われる企業305社を確認した。2007年末に150社、2009年末に207社であったのでこの間著しく増加した。2009年には従業員1,797人、活動を行った人の総数は6,897人であった。

企業ナンバーの付与されている労働統合型社会的企業190社について、その活動分野と規模は以下の通りである (図表4, 5)。

図表4 スウェーデンの労働統合型社会的企業 (ASF) の活動分野

活動分野	ASF企業		全企業	
	数	割合 (%)	数	割合 (%)
分類不能	10	5	10,305	1
農業・林業・漁業・鉱業	6	3	203,068	21
製造業	9	5	51,513	5
建設・水道・ごみ処理・電力・暖房業	3	2	82,867	8
商業；自動車と自転車の修理、輸送	19	8	149,555	13
ホテル・レストラン	12	6	27,301	3
情報・コミュニケーション	3	2	48,111	5
不動産業	1	1	59,567	6
法律・経済・知識と技術による活動	8	4	145,399	15
賃貸・不動産サービス・旅行・他の支援サービス	17	9	29,664	3
教育	5	3	19,488	2
看護と介護；社会サービス	30	16	28,597	3
文化・娯楽・余暇	3	2	50,989	5
他のサービス活動	64	34	59,066	6
合計	190	100	965,490	100

Tillväxtanalys(2011: 23)

図表5 スウェーデンにおける労働統合型社会的企業 (ASF)の規模

従業員数	ASF		全企業	
	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)
1-4	57	44	173,763	69
5-9	28	21	38,952	15
10-49	43	33	32,806	13
50-249	3	2	5,398	2
250-	0	0	1,429	1
合計	131	100	252,348	100

Tillväxtanalys(2011: 24)

まず、労働統合型社会的企業の最も大きな活動分野はサービス産業である。「その他のサービス活動」と「看護と介護；社会サービス」を合わせると50%になる。全企業の同じ分野は9%に過ぎない。労働統合型社会的企業で次に多いのが、「賃貸・不動産サービス・旅行・他の支援サービス」で割合は9%である。全企業の3%を大きく上回る。「商業；自動車と自転車の修理、輸送」も3番目に割合が高いが、これは全企業における割合より低くなっている。「ホテル・レストラン」も社会的企業で相対的に多い。逆に、「農業・林業・漁業・鉱業」「建設・水道・ごみ処理・電力・暖房業」「法律・経済・知識と技術による活動」の社会的企業に占める割合は低く、全企業と比べても著しく低くなっている。

次に、労働統合型社会的企業の規模は、従業員数が5-9人および10-49人の企業に多い。前者が21%、後者が43%で、企業全体の割合より高くなっている。これに対して、従業員250人以上の大企業はない。この図表から、従業員のいない企業は省かれている。

設立からの年数はどれくらいであろうか？全企業の59%が10年以上経過しているのに対して、労働統合型社会企業では、10年以上が43%、5-9年が31%、0-4年が26%であった(図表6)。労働統合型社会的企業が全企業より平均して若いことが分かる。

図表6 スウェーデンの労働統合型社会的企業の設立からの年数

年数	ASF		全企業	
	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)
0-4	49	26	186,375	19
5-9	60	31	214,221	22
10-	82	43	564,894	59
合計	191	100	965,490	100

Tillväxtanalys(2011: 25)

設立時の資金調達の方法について43企業が回答した。複数回答が可能である。図表7に示されているように、最も多いのが公的金融支援・補助金で、56%の企業がそれを受け入れた。公的資金のうち多いのがコミューンの

資金とEUの社会ファンドである。

図表7 労働統合型社会的企業の設立時の資金

	企業数 N=43	割合 (%)
自己資金	18	42
銀行ローン	8	19
知人・親戚の資金・借入	1	2
多くの共同出資者の資金	1	2
企業の後援	6	14
遺産ファンドなどのファンド資金	8	19
ALMIによる企業融資	1	2
公的金融支援・補助金	24	56
理念的・経済的団体からの援助	8	19
その他	5	12
資金の必要なし	3	7

Tillväxtanalys(2011: 48)

8企業が銀行ローンを受けたと回答した。社会的企業は信用の問題から銀行借入れが困難な場合が多いが、私的住宅などの担保によって可能となったと思われる。同じく8企業がファンド資金を利用したと回答した。ファンドには様々なタイプがあるが、最も一般的なのが遺産ファンドである。

設立後、外部資金を必要としたかについての回答では、「はい」が回答数43企業のうち72%に相当する31企業にのぼっている。その内訳は、「公的金融支援・補助金」が61%、「銀行借入」が23%、「ファンドの資金」が23%、「理念的・経済的団体からの援助」16%などであった(Tillväxtanalys 2011:49-50)。

現在、労働局、成長局、そして社会保障局が共同で、社会庁、地方自治体連合、社会労働協同組合(Skoopipi)の協力の下に、Sofisamという組織を立ち上げ、ホームページ上で社会的企業の情報提供を行っている(www.sofisam.se)。それによると2011年末の社会的企業は217企業に上る。その法的形態は、半数を超える112企業が経済的団体(主として協同組合)、約30%の66社が理念的団体(主として非営利組織)、16%の18企業が株式会社であった。その他は法的形態の分類表示のないものがほとんどである。

3. スウェーデンの労働統合型社会的企業への公的支援

企業という視点から考えると、社会的企業も一般企業と同様に、その資金は借入資本か自己資本で資金調達される。

民間金融機関は安全な投資と高い収益を求める。金融は、最初、経済指標に焦点が当てられ、社会目的には当

てられない。それゆえ、社会的企業と民間金融機関との関係において意思疎通の困難が発生する。

本章では、スウェーデンの公的機関がどのように社会的企業への金融的支援を行っているかを明らかにする。

(1) 国による支援

1) 地域成長政策

「企業発展のための地域補助金」は過疎地域または農村地域の中小企業に対して配分される。目的は、補助企業の成長を図り、それによって地域を成長させることである。地方行政局 (län) がどの地域を過疎または農村地域に指定するかを決定する。補助対象は建物、設備、生産物の開発、能力開発、そしてマーケティングである。補助額は投資額の25～50%で、上限は3年間で1,200,000krである。

190の労働統合型社会的企業のうち8社が1995年から2010年までにこの補助金を合計130億kr受け取った (Tillväxtanalys 2011:43)。補助額は投資額の25-30%であった。しかし、2006年にこの制度により配分された補助金の総額は340億krであったことから、社会的企業への配分がいかに限られたものであったかが分かる。

この他に、地域成長政策として、地域投資補助、雇用補助、種 (技術発展) 補助、商業サービス補助、農村プログラムがある。

2) ALMIによる企業ローン

ALMI企業パートナー株式会社は国所有の会社で19の子会社を持つ。17の地域子会社、ALMI投資株式会社、およびIFSアドバイスサービス株式会社である。地域子会社の株を親会社は51%所有し、県・リージョン連合が残りの49%を所有する。

ALMIの業務は、企業の資金調達とアドバイスサービスである。資金調達業務は、他では行われない時にベンチャーキャピタルを提供するという市場補完的な業務である。市場補完的であるのでALMIはやや大きなリスクを伴う。また、信用保証の業務もある。

地域子会社であるローンファンドは親会社に所有され管理されている。親会社の指示で資金を貸し付ける。高いリスクを伴うので通常より高い利子率になっている (www.almi.se/)。

2000年から2010年までの間に、社会的企業4社がALMIによって企業ローンを承認されている。その合計金額は70万krであった。同期間にALMIはおよそ

29,000企業がローンを承認され、総額は1320億krに達する。社会的企業のローン承認は極めて少ない。

3) 職業安定所と社会庁による支援

職業安定所は、2000年1月1日から2011年9月までに137の労働統合型社会的企業に対して補助金を交付した。決定件数は117,669件で、合計金額は約10億krであった。最も多いのが賃金補助で、全件数の36%、全金額の51%に達した (Tillväxtanalys 2011:46)。

社会庁は2011年に政府の指示で、精神障害者に有意義な職を提供する法人に、1950万krの国家補助を行った。これはコミュニケーションと県の事業への追加補助金であった。その職は、個人の自立生活を送る可能性を發展させるものでなければならない。2012年にこの補助額は3500万krに増額された (www.socialstyrelsen.se)。

(2) 社会ファンドと遺産ファンド

1) 社会的ファンド

多くの社会的企業は、EUの社会ファンドによって支援されたプロジェクトからその資金を得ている。社会的ファンドは、雇用の可能性を改善し、高い雇用水準と良好な労働を実現することによって経済的かつ社会的調和を進める場合に、その補助を与える。2007年から2013年までのスウェーデンにおける社会ファンドプログラムは、2つの領域、能力開発支援と労働力供給から構成される。プログラムの基準は、革新的な活動、良好な環境、協働、そして戦略的な影響の4つである。補助率は最大で50%である。

2) 遺産ファンド

労働供給型社会的企業が遺産ファンドからプロジェクト援助を受けることは比較的多い。子ども、若者、そして障害者のための活動を發展させるための新しいアイデアを持つ理念的団体や非営利組織に補助が与えられる。その目的は、福祉、生活の質、参加、平等を發展させ、社会的・人種的・文化的な統合を図ることである。その資金は、いともよりの身近な人のいない人の遺産によって構成されている (www.arvsfonden.se)。

(3) 労働統合型社会的企業が受け取った公的補助金

社会的企業は、設立後、実際にどのような公的補助金を受け取ったのであろうか? 経済成長局は社会的企業にアンケートを行い、31の企業から回答を得た。最も多

かったのが、コミュニティ、県、そして国の補助金であった。このカテゴリーで最も一般的なのがコミュニティの補助金で、例えば、活動補助、インストラクター補助、家賃補助であった。県からの補助はまれで、2例のみであった。国の補助の中で6企業が社会庁からの補助を受けた。この補助は、労働統合型社会的企業の活動を奨励するための補助金で、精神障害者に職を提供する法人に対する資金であった。国のレーン行政局からの補助は1件だけであった。これは女性の職を増やすことを目的としたものであった。社会基金と遺産基金からのプロジェクト資金を5企業が受け取った。さらに、EUプログラムであるLEADER（農村と農業への補助）からの補助を受け取った企業が1企業あった。

補助はさまざまな組織からなされ、その形態は様々である。必要な資金の提供を受けるために、企業は通常大きなエネルギーを使い、しばしばコミュニティに問い合わせる。これは、コミュニティによる社会的企業の取り扱いが、社会的企業発展の条件として大変重要であることを示している。

(4) 問題点

経済成長庁は、さらに必要な資金を調達する上で最も大きな困難について聞いたところ、「公的補助形態が社会的企業に適していない」（23/43企業）と「公的な補助提供者と銀行等の態度」（公的補助提供者16/43、銀行等16/43）であった。また、多くの企業は「公的補助提供者と民間信用提供者の知識不足」（14/43）を挙げた（複数回答可能）。

「公的補助形態が社会的企業に適していない」と答えた企業の中に、サムハル²⁾との競争が困難であると述べた企業がいくつかあった。職業安定所や社会保険事務所との協働に困難があるとコメントした企業もあった。また、職業安定所と社会ファンドプロジェクトの補助が後払いであることに問題があると指摘された。

「公的な補助提供者の態度」を挙げた企業の中に、公的な補助提供者が社会的企業の活動を見下している、公的機関は社会的企業が何かをしらない、伝統的な企業に相当すると考えているという指摘があった。また、コミュニティの関心の欠如も指摘された。

「銀行等の態度」では、熱心さの欠如が指摘されたが、これは社会的企業についての知識のなさのためと考えられる。また、株式会社に比べて経済団体に懐疑的であることが指摘された。

もう一つの問題は、社会的企業の統計上の困難である。労働統合型社会的企業はNUTEKにより上述のように定義されたが、その定義から社会的企業についての情報を得ることは、登録データ上は困難である。これを可能にするためには新しい有意義な定義が必要である。

(5) 成長分析局の提案

成長分析局の提案は以下の通り（Tillväxtanalys 2011：69）。

- ① 政府は成長分析局に対して、労働統合型社会的企業のマニュアル登録を継続するよう指示を出す。現行の登録を更新するとともに、将来のフォローアップを可能にするために組織番号を付与する。
- ② 企業補助（例えば企業発展のための地域補助金）のための法令は、労働統合型社会的企業が資金調達をしやすいとするために適用すべきでない。
- ③ もし政府が望むなら、資金調達を容易にするための、社会的企業に向けられる補助金を創設することについて、より深い分析が行われるべきである。

資金調達を改善する鍵となる観点として、以下の3点を挙げている。

- ① 投資される資金が現実に当該企業の末端に到達することを保障するような明快で適用可能な定義を作成すること。
- ② この政府政策の目的には少なくとも2つの側面、成長志向と福祉志向がある。前者は多くの成長している企業に関わっており、経済政策に焦点がある。後者は、福祉課題を実現し易いようにし、それによってより多くの個人を就業させることを補助することに関わっており、社会政策と労働市場政策に焦点がある。どちらの観点がより重要であるかという問題に直面する。
- ③ 当該支援事業がどのような効果をもたらすかを検討することである。様々なタイプの事業が労働統合型社会的企業に様々なタイプの効果をもたらす。ある企業は市場で競争できるが、また他の企業は市場の企業から遠い存在である。後者には、例えば、様々な理由で通常の労働から遠い従業員がいる。

4. 労働統合型社会的企業の評価

(1) ベストフによる位置付け

ベストフは、まず、スウェーデンにおけるサービス供

給の多元化が社会的企業の成長を導くとしている。第三セクターへの外部委託、購入者-供給者モデル、協同組合社会サービス、ボランティア及び第三者供給というスウェーデン社会の変化のなかで、民営化と外部委託が社会的企業の成長を促し、社会サービスの公的供給への代替となった (Pestoff V. 1998 藤田他訳 2000: 15)。

社会的企業は同時にいくつかの目的を実現しようとする事業体で、資本収益を最大化するために存在するのではない。それは従業員に対してはより価値のある職業、いっそうの市民参加、そして企業に対しては社会的に意味のある目標を与える。従業員は、金銭的報酬、刺激的で柔軟な労働条件、保育活動等といういくつかの目標を同時に達成したいと望んでいる。

社会的企業の主な競争上の優位性は、それがスタッフとクライアント、利用者との信頼を生み出すことである。社会的目標を含む複数の目標をもち、最大ではなく納得のいく資本収益を受け入れることが、顧客または地域コミュニティに対して最低限の信頼を与える。

ペストフが考えている社会的企業は、ボランティア組織または協同組合 (スウェーデンでは経済的アソシエーションという法的形態を取る) である。その社会的価値は、協同組合およびボランティア組織によって進められている。私的企業として法人化されたものも社会的企業に含まれることがあるが、それは社会的企業の持つ信頼を掘り崩すとして考察の対象から除外している。

社会的企業の3つの潜在的な貢献は、労働生活の再生と豊富化、消費者ないしクライアントのエンパワーメント、そして他の社会的価値や公共部門の目標達成の高度化である。

ペストフは、マルチ・ステイクホルダー組織を大変評価している。この組織は、財・サービスの生産者と消費者との対話を促し、単一のステイクホルダー組織につきものの情報の不均衡を取り除く。

社会的企業による社会サービスは本来的に地域的であり小規模である。また、公的福祉供給は福祉サービスの標準化を含んでいることに、ペストフは批判的である。標準化はフォーディズム的な大量生産原理を対人社会サービスに適用することになり、従業員とクライアントの両方を疎外する。ポストモダンまたはポストフォーディズムは分権化、柔軟な専門化と大量特注化を強調する (Pestoff V. 1998 藤田他訳 2000: 19)。

ペストフは、利用者あるいは市民の公共サービス供給への参加を高く評価し、それを共同生産として位置づけ

る。「共同生産は公共サービスの提供者と市民との両方が公共サービスの供給に貢献する混合活動である。前者は専門家または『正規生産者』として関わるが、『市民生産』は個人またはグループの自発的な努力に基づく。」 (Pestoff 2009:276)

将来の福祉社会の選択肢として、①猛威を振るう (rampant) 民営化と②福祉サービスの公的供給と民間営利の供給の両方に代わるサードセクターを中心とした福祉多元主義を、挙げている。後者を福祉国家の民主主義的建築と述べている。

(2) ストルイヤンの位置付け

ストルイヤンは EMES の研究グループに属し、さまざまな文献の中でスウェーデンの社会的企業について論じている (Stryjan 2001, 2006)。特に、スウェーデンの福祉国家の中に労働統合型社会的企業を位置づけて、論じているのは興味深い。

スウェーデンモデルの核として歴史的に追求されてきた社会的目標である完全雇用と普遍的福祉は、国・ビジネスコミュニティ・大衆運動によるコーポラティズム的な分業によって支えられてきた。この分業内で、富の創造と仕事の創造はビジネスコミュニティに任せられ、他方で、国は再分配を行い労働市場の機能の最適化を進めた。時とともにこの分業は福祉供給と労働市場管理の両方を公的部門が独占するようにならなくなった。組織された市民社会は労働市場の活動に直接の役割を割り当てられなかった。労働統合型社会的企業はこの伝統から際立った乖離である (Stryjan 2006: 207)。

積極的労働市場政策はスウェーデンモデルの中心的な要素である。しかし、この20年間にわたって、既存の積極的労働市場政策の不十分な点がますます明らかになってきた。それとともに社会的企業という新しい活動の道が開かれた。

最初は、「雇用困難」(less employable) な人々の問題は、積極的労働市場政策の技術的な問題とみなされていた。この「機能的な沈殿物」(functional sediment) は、3つの階層に分類された。(a) 雇用困難者は彼らを労働市場に吸収し易くするために賃金補助が支払われた；(b) 低技能の規則的労働ができる人は国家運営の保護作業場のネットワーク (後のサムハル) に受け入れられ、そのネットワークはスウェーデンの多国籍企業から簡単な雑用を請け負った；(c) 職場の規律に適さないと判断された残余のグループは長期病欠、障害年金または閉鎖

的な施設（1980年代まで）への入所によって労働市場政策から（そして雇用統計から）除外された（Stryjan 2006：208）。

ストレイヤンによると、現在、積極的労働市場政策のシステムを利用できないという問題を抱える2つのカテゴリーの参加者がいる。

- ① 現在の労働市場で必要とされる資質のレベルにもともと達しない人々。
- ② 適切な社会的技能または社会的関係資本の欠如のためますます選択的になる労働市場において足がかりを得ることのできない人々。

既存の労働市場政策の欠陥についての認識は新たな取り組みの引き金になった。この発展は、1980年代末の精神保健福祉改革を受けて、参加者によって運営される社会的協同組合によって切り開かれた。1990年代の半ばには、コミュニティー企業が社会的統合を志す地域の関係者によって設立された。前者は現在、乗馬の訓練とレンタル、落書き除去、工業団地における食堂やカフェテリアの経営などを行っている。後者は主に企業向けの活動に集中している。コミュニオンなどの公的機関と購入者-供給者関係をも結びつつある。両タイプの社会的企業は、主な事業に加えて、訓練施設やリハビリテーションサービスを提供している。

労働統合型社会的企業の最初の世代は、労働市場政策の制度にある矛盾への対応として生まれた。それらは労働市場政策手段から除外された人々に焦点を当てた。後の世代は、公共部門と共同プロジェクトのパートナーや主唱者として、下請け契約者として、また時には公共政策機関（例えばサムハル）へのあからさまな競争者として、ますます労働市場そのものに従事するようになっていく。いずれにせよ、労働統合型社会的企業がその参加者の幸福（well-being）に貢献しているのは確かであるとしている（Stryjan 2006：220）。

おわりに

本稿で最初に取り上げたのは、社会的企業の定義であった。何よりも社会的業とは社会的目的を持ち、事業活動を進める組織である。それには、社会的協同組合や非営利組織だけでなく社会的課題の解決を主な目的とする株式会社などの営利企業も含まれる。これに対してヨーロッパでは、資本所有に基づかない決定権を定義に含め、営利企業を含めることに必ずしも肯定的ではない。ペストフもこのような見解を支持する。しかし、福祉国家に

おける福祉供給の多元化が進みつつあり、労働統合型の組織の中にすら株式会社が含まれている。この動向を理論の中で反映しなければならないであろう。

スウェーデンにおける労働統合型社会的企業は着実に増加している。それらは創設からの年数も浅く小規模である。Defourny と Nyssens が述べているように、社会的企業の経済的な資源は、取引活動だけではなく、公的補助金や社会的関係資本の動員によるボランティア資源のハイブリッドである。スウェーデンでは、労働局、成長局、そして社会保障局が共同で、社会庁、地方自治体連合、社会労働協同組合の協力の下に、Sofisam という組織を創設し、社会的企業の情報を提供し支援を行っている。また、政府系金融機関を中心に資金面での支援を行っている。しかし、最も係わりの深い公的機関はコミュニオンである。活動補助、インストラクター補助、そして家賃補助がある。また、購入者-供給者関係も結んでいる。

ストレイヤンが、労働統合型社会的企業の最初の世代は、労働市場政策の制度にある矛盾の対応として生まれたと述べているのは、大変興味深い。現在では、公共部門と共同プロジェクトのパートナーや主唱者、時には公共政策機関への競争者として、労働市場そのものに従事するようになっていく。このことは、スウェーデンの福祉社会が1990年代以降の新しい動き³⁾を包摂しつつ発展していることを示しているように思われる。

注

- 1) ヨーロッパの労働統合型社会的企業についての論考として、坂井宏介（2011）がある。その論考ではWISE sが就労統合型社会的企業と訳されている。
- 2) サムハルとは国が100%株式を所有する障害者雇用のための株式会社である。イケアやボルボの下請け工業生産を行うと同時に、清掃や人材派遣などのサービス業を行う。
- 3) 1990年代前半の深刻な不況をきっかけとして、公的部門中心の福祉供給体制から福祉供給の多元化が進むことになる。それとともに、新しい協同組合や非営利組織が誕生する。また、家族介護者の組織も生まれ、家族に対する公的支援も進む（藤岡2009）。

参考文献

1. 秋朝礼恵（2004）「スウェーデンにおける非営利活動」神野直彦／澤井安勇編著『ソーシャルガバナンス—新しい分権・

- 市民社会の構図』東洋経済新報社.
2. 太田美帆 (2005) 「スウェーデンにおける過疎地域における保育サービス提供－その背景と最初の試み－」大阪大学大学院人間科学研究科『年報人間科学』第26号.
 3. 太田美帆 (2010) 「スウェーデンにおけるイェムトランド県における地域創生の基盤づくり－『実現するもの』と『可能にするもの』の協働－」『神戸学院大学人文学部紀要』第30号.
 4. 小内純子 (2012) 「『社会的企業』による地域づくり活動と住民自治」中道仁美・小内純子・大野晃編著『スウェーデン北部の住民組織と地域再生』東信堂
 5. 経済産業省 (2011) 『ソーシャルビジネス・ケースブック』
 6. 坂井宏介 (2011) 「社会的企業とワーキンテグレーション－日本・アメリカ・ヨーロッパにおける議論と歴史的展開」宮本太郎編著『働く－雇用と社会保障の政治学』風行社.
 7. ストリイアン Y. (2005) 「社会民主主義、労働市場と第三セクター－スウェーデンの事例から－」山口二郎／宮本太郎／坪郷實編著『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房.
 8. ソーシャルビジネス研究会 (2008) 『ソーシャルビジネス研究会報告書』
 9. ソーシャルビジネス推進研究会 (2011) 『ソーシャルビジネス推進研究会報告書－平成22年度地域新成長産業創出促進事業（ソーシャルビジネス／コミュニティービジネス連携強化事業）』
 10. 谷本寛治 (2006) 『ソーシャル・エンタープライズ－社会的企業の台頭』中央経済社
 11. 塚本一郎・山岸秀雄編 (2008) 『ソーシャル・エンタープライズ－社会貢献をビジネスにする』丸善株式会社.
 12. 中川雄一郎・柳沢敏勝・内山哲郎編 (2008) 『非営利・協同システムの展開』日本経済評論社.
 13. 福地潮人 (2004) 「スウェーデンにおける障害者雇用対策－保護雇用会社サムハルの事例を中心に－」『北ヨーロッパ研究』第1巻.
 14. 福地潮人 (2010) 「雇用者雇用をめぐる新しいガバナンス－スウェーデンを事例に－」『中部学院大学研究紀要』第11号.
 15. 藤岡純一 (2009) 「スウェーデンにおける家族・親族介護者支援とボランティア組織」『北ヨーロッパ研究』第6巻.
 16. 吉岡洋子 (2006) 「社会と関わる－NPO論－」岡沢憲美／中間真一編『スウェーデン－自律社会を生きる人々』早稲田大学出版部
 17. 吉岡洋子 (2010) 「スウェーデンにおける社会福祉分野のNPOへの国庫補助金－政治の志向はNPOの『存在』か『成果』か?」『北ヨーロッパ研究』第7巻.
 18. Janella A.K. (ed.) (2009) *Social Enterprise: Global Comparison*, Tufts University Press.
 19. Borzaga C. and Defourny J. (eds)(2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge. (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業－雇用・福祉のEUサードセクター』日本経済評論社, 2004)
 20. Davister C., Defourny J. and Gregoire O.(2004) 'Work Integration Social Enterprises in the European Union: an Overview of Existing Models', *Working Papers Series*, 04/04, Liege: EMES European Research Network.
 21. Defourny J. (2001) 'From Third Sector to Social Enterprise', in Borzaga C. and Defourny J. (eds) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge. (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業－雇用・福祉のEUサードセクター』日本経済評論社, 2004)
 22. Defourny J. and Nyssens M. 'Defining social enterprise', in Nyssens M. (eds.) (2006) *Social Enterprise. At the crossroads of market, public policies and civil society*, Routledge.
 23. Myndigheten för tillväxtpolitiska utvärderingar och analyser (Tillväxtanalys 2011) *Arbetintegrerand sociala företag-användning och behov av statliga finansieringsstöd*, Rapport 2011:12
 24. NUTEK(2008) *Programförslag för fler och växande sociala företag*.
 25. Nyssens M. (ed.) (2006) *Social Enterprise. At the crossroads of market, public policies and civil society*, Routledge.
 26. OECD(2009) *The Changing Boundaries of Social Enterprises* (連合総合生活開発研究所訳『社会的企業の主流化－「新しい公共」の担い手として』明石書店, 2010年)
 27. Pestoff V. (1998) *Beyond the Market and State : Social enterprises and civil democracy in a welfare society*, Ashgate Publishing Limited (藤田暁男他訳『福祉社会と市民民主主義－協同組合と社会的企業の役割』日本経済評論社, 2000年)
 28. Pestoff V. (2009) *A Democratic Architecture for the Welfare State*, Routledge
 29. Social Enterprise Alliance (2010) *Succeeding at Social Enterprise: Hard-won Lessons for Nonprofits and Social Entrepreneurs*, Jossey-Bass.
 30. Stryjan Y. (2001) 'Sweden' in Borzaga C. and Defourny J. (eds) (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge. (内山

哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業－雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社, 2004)

31. Stryjan Y. (2004) Work Integration Social Enterprises in Sweden, EMES Working Paper no.04/02.
32. Stryjan Y. (2006) 'Sweden: social enterprises within a universal welfare state model', in Nyssens M. (ed.) (2006) *Social Enterprise. At the crossroads of market, public policies and civil society*, Routledge.
33. www.almi.se (2012年4月5日)
34. www.arvsfonden.se (2012年4月9日)
35. www.emes.net (2012年3月15日)
36. www.socialstyrelsen.se (2012年4月11日)
37. www.sofisam.se (2012年3月18日)